

1. 制度概要

自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度。(中小企業信用保険法第2条第5項第4号)

2. 対象者

災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる中小企業者(事業歴3か月以上の中小企業者が対象となります)

3. 保証限度額、保証割合、保証料率

保証限度額：一般保証とは別枠で、無担保保証8千万円、最大で2億8千万円

保証割合：借入額の100%

保証料率：0.7% (県制度融資・経営安定資金の場合)

一般保証 無担保保証8千万円
有担保保証2億円



別枠保証 無担保保証8千万円
有担保保証2億円